

※ブロック塀等安全対策事業費補助金※

●現在所有しているブロック塀の安全性は大丈夫ですか？

愛南町では地震に対する建築物の安全の向上を図り、大地震発生時におけるブロック塀転倒等の被害から人命を守るため、ブロック塀安全対策工事（除却又は建替え）に要する経費に対し、補助金を交付しています。

【補助金の額】

補助対象経費の **3分の2以内とし、30万円** を限度とする。

上記で算出された補助金に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【対象となるブロック塀】

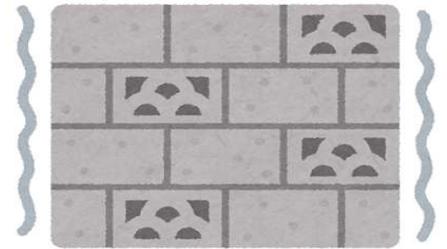
★町内に設置されているブロック塀等で、避難路等に面しているもの。



（緊急輸送道路、通学路、避難場所等へ至る道等）

☆建築基準法等、重大な法令違反がないこと。

☆建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。



【対象者】

☆ブロック塀等の所有者であり、町税等を滞納していないこと。

【補助対象経費】

補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）であって、80,000円/mを限度とする。ブロック塀等の安全対策に明らかに寄与しない部分は補助対象経費としない。（門柱等）

※詳しくは、愛南町消防本部防災対策課までお問い合わせください。

TEL 0895-72-0131